

別記様式2

生産行程管理業務規程

令和7年7月7日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒920-0011）石川県金沢市松寺町未59-1

（イシカワケンカナザワシマツデラマチヒツジ59-1）

名称（フリガナ）：J A金沢市加賀れんこん部会

（ジェイエイカナザワシカガレンコンブカイ）

代表者（又は管理人）の氏名及び役職：部会長 石寺 卓也

ウェブサイトのアドレス：—

2 農林水産物等の区分

区分名：第1類 農産物類

区分に属する農林水産物等：野菜類

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：加賀れんこん（カガレンコン）、Kaga Renkon、Kaga Lotus Root

4 明細書の変更

J A金沢市加賀れんこん部会（以下「部会」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第16条第1項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

部会は構成員たる生産業者（以下「生産業者」という。）に対し、「加賀れんこん」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導する。

ア 生産業者の手順

生産業者は、「加賀れんこん」の生産地、品種及び栽培の方法を「加賀れんこん栽培日誌」に記録し、部会に提出する。

また、生産業者は、収穫したれんこんを、部会が定める「等階級選別基準」に基づき選別し、その結果を記録・保管する。選別したれんこんは、部会が指定した集出荷施設に出荷する。

部会から選別記録の提示を求められた場合は、速やかにこれを提示する。

イ 部会の手順

部会は、生産業者から提出された「加賀れんこん栽培日誌」を確認し、保管する。

また、部会は、集出荷施設に出荷されたれんこんが「等階級選別基準」に従い適切に選別されているか確認するため抽出による検査を行い、その結果を記録・保管する。

(2) 手順の妥当性を見直す機会

部会は、上記(1)のア及びイに記載の手順について、年1回以上その妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

部会は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法を遵守していないことを確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

部会は、上記5(1)の周知の際に、地理的表示である「加賀れんこん」及びGIマーク(以下「地理的表示等」という。)の使用に係る以下の内容についても周知する。

- (1) 明細書に記載された生産地及び生産の方法に基づいて生産された「れんこん」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- (2) GIマークを使用する場合は、地理的表示である「加賀れんこん」と併せて使用すること。
- (3) GIマークは、法施行規則で定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

部会は、生産業者による地理的表示等の違反使用を確認した場合、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合、部会は当該生産業者の生産した「れんこん」について、地理的表示等の使用を禁止できることとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

部会は、上記6及び8に関して、「加賀れんこん」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合は、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により、速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

部会及び生産業者は、次の資料をその作成日又は取得日から5年間保存するものとする。

- (1) 上記5における「加賀れんこん」に係る生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施結果が確認できる資料
- (2) 明細書に適合した生産が行われていないこと又は地理的表示等が適切に使用されていないことが判明した場合
 - ア その事実を裏付ける資料
 - イ その事実が判明するに至った経緯及び部会が行った指導等に係る資料

11 連絡先(文書送付先)

